(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四十七号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
新庄市大字鳥越字栗田六六〇番一から同市大字鳥越字玉ノ木一九五一番一まで	前	一八・七七～三九・三四	〇〇・六五五
	後	二七・七二～四三・三〇	〇〇・〇六八

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○中部地方整備局告示第百四十二号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において、次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月三十日　中部地方整備局長　茅野　牧夫

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四百七十五号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
関市下有知字観音六三四三番八から美濃市大字志摩字下西田一五一番二まで	前	一三・〇〇～一一一・〇〇	一・五五五
	後	二四・五〇～一一一・〇〇	一・五五五

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

○中部地方整備局告示第百四十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月三十日　中部地方整備局長　茅野　牧夫

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四百七十五号　関市下有知字下中野六四五三番一六から同市下有知字新長畑一三〇七番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年十一月三十日

○中国地方整備局告示第百十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月三十日　中国地方整備局長　丸山　隆英

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　百九十一号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
長門市三隅中字大畠一六一三番一地先官有無番地から萩市大字土原字土原一八四番二まで	前	ＢＡ 七・五〇～一三三・五〇	一九・五二六	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ 七・五〇～一三三・五〇	一九・五二六	
		一〇・五〇～三一八・〇〇	一四・九八九	
		一〇・五〇～三一八・〇〇	一四・九八九	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月三十日　中国地方整備局長　丸山　隆英

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　百九十一号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
萩市大字椿東字越ヶ浜六五〇九番一九地内	前	一二・六〇～一七・〇〇	〇〇・〇一三
	後	一七・〇〇～一八・〇〇	〇〇・〇一三

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月三十日　中国地方整備局長　丸山　隆英

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　百八十号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
岡山市北区南中央町二番一二九から同市北区楢津字道下六五〇番一まで	前	ＢＡ 七・三〇～一一〇・〇〇	七・二四六	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ 七・三〇～一一〇・〇〇	七・二四六	
		〇・〇〇～二二四・二〇〇	八・五〇六	
		〇・〇〇～二二四・二〇〇	八・五〇六	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第百十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月三十日　中国地方整備局長　丸山　隆英

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二号及び三十号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
岡山市南区箕島字小松露三四五二番四から同市南区箕島字小松露三五一〇番一まで	前	四四・四〇～七二・二〇	〇〇・二〇四
	後	四五・〇〇～八一・〇〇	〇〇・二〇四

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第百十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月三十日　中国地方整備局長　丸山　隆英

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二号及び三十号　岡山市南区箕島字小松露三四五二番三から同市南区箕島字小松露三四九三番一まで　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年十一月三十日